

4 社会福祉士会による提案

実態調査を通じて、「住まう」権利が阻まれた、あるいは阻まれている実態があることが明らかになった同時に、身元保証人の確保ができないことが「住まう」権利が阻まれる大きな要因であること、認知症や精神障がい等があり、入所することが望ましい支援であるにもかかわらず身元保証人がいないことで入所が阻まれ適切なサービスが提供されない実態も把握できた。

超高齢化社会、単身世帯の増加、人間関係の希薄化等により、親族や身寄りがいない人が増え、身元保証人を定めることが出来ない人はますます増加する。仮に、身元保証人を定められても、身元保証人が高齢（または他界・病気・収入減）となり、更新時等に継続して依頼することが出来ない人も増加すると考えられる。

◆医療福祉現場では、身元保証人の問題を、以下のように整理できるのではないか。

身元保証人が求められる4つの場面 ①入居、②入所、③入院、④就職

身元保証人に求める内容

（第二東京弁護士会「身元保証人に関する実態調査のためのアンケート集計結果 2017.7 実施より」

- ①支払いの保証・担保、②遺体の引き取り・居室の明渡、③医療同意、④サービス提供方法の選択
- ⑤急変時入退院手続き、⑥本人が施設・病院に損害を与えたときの債務保証

I. 医療・福祉現場における身元保証人に関する諸課題を整理

① 賃貸住宅（民間・公営）入居の課題

課題

- ・ 住宅確保に課題を持つ人は増加する可能性。多くの物件で、保証人等を求める実態がある。
- ・ 相談現場では、保証人等を設定できない人が多く存在する。（家賃保証会社等の利用も難しい人）
- ・ 公営住宅は、保証人等の設定以外にも、入居条件が厳しい。
- ・ 保証人等が設定できない人も契約が出来、貸し主側がリスクを負わないためにはどうすれば良いか

現状

- ・ 新たな制度「長野県あんしん創造ねっと 入居保証・生活支援事業」の利用が有効となる可能性。ただし、すべての賃貸住宅で利用できる状況とはなっていない。（平成31年1月から県営住宅は利用可能）
- ・ 「長野県あんしん創造ねっと」以外は、成年後見人が代替え機能として対応または、民間団体や個人の篤志に頼らざるを得ない。

今後、求められること

- ・ 「長野県あんしん創造ねっと」の民間賃貸業者等への周知と市営住宅でも利用ができるような働きかけ。
・ 市営住宅の保証人等の入居条件緩和の提案
- ・ 今後、多くのニーズが見込まれる「長野県あんしん創造ねっと」の体制と機能の強化が必要
- ・ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（新たな住宅セーフティーネット制度）に基づき、速やかに長野県としての対応を進めていく必要
- ・ 早期に、県と市町村行政、居住支援協議会等と、保証人等の課題及びその他の課題について、実態共有と協議が必要

<その他>

住まい全般について ・長野県の現状として、「住まい」の選択肢が少ないのではないか。

② 福祉施設の入所

課題

2016年3月7日の厚生労働省発出の通知「入院・入所希望者に身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とされているが、未だ、身元保証人等が設定できないことを理由に、入院・入所を拒む実態がある。

現状

- ・ 身元保証人の設定には、その求める内容について、精査されず慣例的に行われている可能性がある。
- ・ 入所施設が求めている内容（利用料支払い、医療同意、緊急時連絡先、遺体や居室の明け渡し等）について、施設や医療機関が単独で課題を抱える可能性（リスク）を回避したい。
- ・ 関係機関の役割分担により、身元保証人がいなくとも、入所が実現できているケースがある。

今後、求められること

- ・ 身元保証人に含まれる内容、法的位置づけの整理と、関係機関、施設、行政等の共通認識が必要
- ・ 身元保証人不在でも、関係機関の役割分担により、入所を実現している事例の共有。
- ・ 県、市町村行政、福祉施設と課題の共有を行い、今後の対応を具体的に検討する。

<その他>

成年後見人等に関して

- ・ 身元保証人等が設定できず、成年後見人等に本来業務以上の対応を求めている施設や病院が存在する。成年後見人等は、本人の権利擁護のための制度である。被後見人等の賃料・医療費・サービス利用料等の支払いは行うことができ一定の「保証機能」を果たすことはできるが、成年後見人等としての業務の範囲を今一度、共通理解をする必要がある。
- ・ 成年後見人等がない人の場合は、代替え機能が少なく、さらに不利な状況に置かれる。

医療同意に関して

- ・ 医療同意については、本人や家族の医療同意がなければ一切の医療行為ができないかと言えばそうではない。緊急時には同意がなくても医療行為を行い得るとされており、明示の同意が得られない場合でも推定の承諾が認められる場合、同意は不要とされている。医療同意をするべき者がいない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを決定する事が必要となる。そのような共通認識が長野県全体で行われるのが望ましい。一方で、今後は国全体で整理していく必要があり、立法による解決が待たれる。

③ その他

遺体の引取や居室の明け渡し

- ・ 現状、判断能力がある場合は、任意後見契約とともに「死後事務委任契約」で対処するか、判断能力がない場合で、成年後見制度の後見類型を利用している場合は、家庭裁判所の許可に基づき、火葬・埋葬を行うことが可能になっている。
- ・ しかし、上記以外のケースについては、身元保証等高齢者サポート事業などを利用する以外に社会資源が少なく、行政が行う場合が今後も増加すると予想される。

身元保証人等についての相談先

- ・ 身元保証人等で課題になった場合の福祉関係者や市民が相談できる窓口が不明。相談の機会がない。

Ⅱ 社会福祉士会として

- ① 医療福祉現場では、身元保証人等を起因とする、「住まう」権利が阻まれたケースが存在することが読み取れる。
- ② 「住まう」権利が阻まれたケースについては、社会福祉士が関係機関と協働し課題解決にあたり（身元保証人等に求める役割を分解し、代替策を関係者で検討・協議）、本人が望む生活や人生を叶えられたケースがある一方、身元保証人が確保できないことで高額な家賃を払い困窮状態を余儀なくされている等、今なお、権利が阻まれ続けているケースも存在することに注目したい。
- ③ 実態調査を通じ、関係者のネットワークと協働により解決した好事例も把握ができた。好事例については、県内に発信することで「住まう」権利を護る取り組みにつながるのではないか。
- ④ 一方、「住まう」権利が叶えられなかったケースについては、社会福祉士や関係機関の支援力不足なのか、社会資源や仕組みないことが要因なのか検証が必要。
- ⑤ 身元保証人等が設定できない人は、それ以外にも複合的課題を持ち合わせ、自身の力のみでは、事態を変えることが出来ない状態に立たされている場合が多い。言い方を変えれば、社会的な支援があれば、改善や希望が叶う可能性があるといえる。
- ⑥ 複合的な課題を持つ方には、「意思決定」に支援を必要とする人も居る。本人が望む「住まい」について、意思決定に関する支援を的確に行えているだろうか。また、本人が望む「生き方」やそれを尊重した支援を行えているかも重要な視点といえる。
- ⑦ 身元保証人となる親族はいるが、関係が不良や虐待が起きている場合、関係を修復するには時間と積み重ねが必要。そもそも身元保証人等を依頼するために家族や人間関係が必要ということではなく、「日頃の生活の中で関係性の構築を促す取り組み」がソーシャルワークの中で求められる。
- ⑧ 「住まう」権利が阻まれた時、権利を擁護する専門職の社会福祉士として対応できていたかは、個人が自己検証する必要がある。「住まう」場面限らず、権利が侵害されるあらゆる場面において、社会福祉士が「権利を擁護する」使命を持って、対応を誠実に行えてきたであろうか。今後も省察をすべきである。
- ⑨ 今回の調査で明らかになった、身元保証人等を定められないことで、「住まう」権利が阻まれている実態は、再度、社会に訴えつつ、社会全体への理解を促したい。
- ⑩ 身元保証人や住まいの問題に限らず、どのような状況や立場にあっても「健康で文化的な生活が保障され、その方の生命をまもり、望む生活（の場＝住まい）、人生」を叶えていくことが社会福祉士やソーシャルワーカーの使命である。社会福祉士がその中核を担い、権利を阻まれている方の諸課題を、行政と支援者と一緒に、どのように解決していけるかの筋道（過程）を協議・提案・共有・実践していきたい。

< 提案事項 >

賃貸住宅の入居

- ① 「長野県あんしん創造ねっと」の体制・機能の強化。不動産業者への周知。市営住宅の利用を可能にするための取り組み。
- ② 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（新たな住宅セーフティネット制度）に基づき、長野県の一層の取り組み推進
- ③ 保証人その他の課題について、県と市町村行政、居住支援協議会等と実態共有と協議を行う。

福祉施設と医療機関における身元保証の問題

- ① 身元保証人が不在の場合は、関係機関（行政・福祉施設・医療機関・関係機関）が協働し役割分担することで入所を可能とする取り組みについて周知
- ② 身元保証人の課題を把握するため、県全体で、関係機関への実態調査が必要ではないか。
- ③ 関係機関と協議・調査を進めながら、身元保証人等についての、地域ルールの検討と、地域ルールでは難しい課題については、新たな保障機能を公で担う「しくみ」について協議をする。

全般

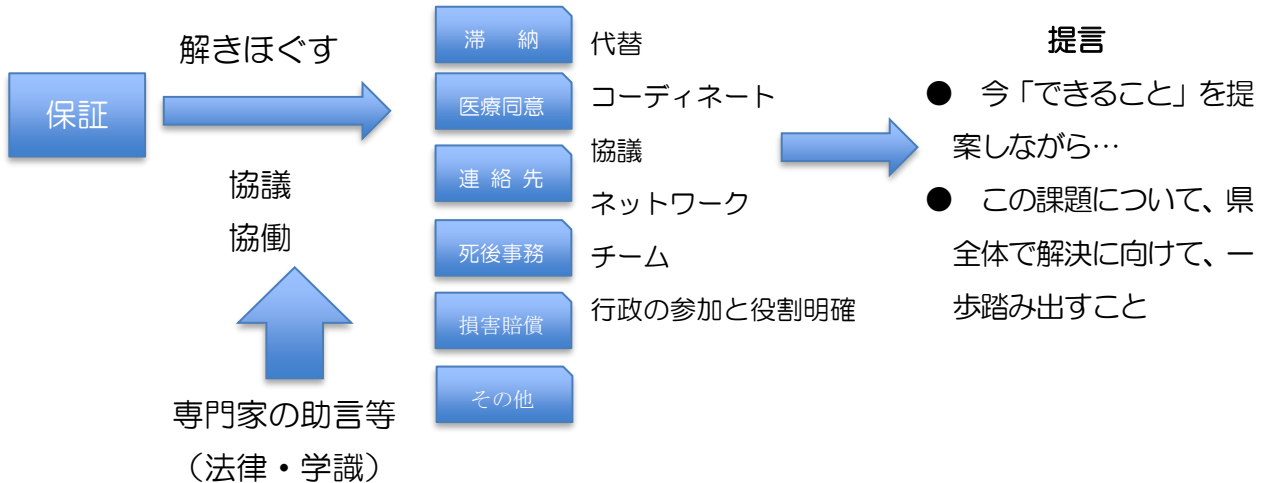
- ① 身元保証人全般について、一般市民や福祉関係者の相談機会の場を作る。（相談会・電話相談の開催）

II 身元保証人に関する諸課題への提案

身元保証人に関する諸課題は、単身世帯の増加や老々世帯の増加、家族関係の希薄化等により、避けては通ることが出来ない喫緊の課題である。早急に県・市町村行政と関係機関と本課題について長野県全体で取り組みを始める必要がある。

身元保証人問題の
相談機会の開設

協議の場、実態把握調査、地域ルールを検討、新たな保証機能、相談会



～身元保証人等の課題について、早急にかつ積極的に取り組みを開始する必要がある～

- ① 行政・関係機関と協議し、実態把握
- ② 地域ルールの定めなど提示できないか
- ③ 新たな保証機能の創造